

平成28年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

平成28年6月21日

6月21日（火）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
日程第5 議案第5号 買受適格証明願について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
4番	寺 島 美 幸	5番	飯 森 孝
6番	片 野 壽 夫	7番	海 老 澤 武
8番	高 松 多 可 史	9番	鵜 澤 幹 司
10番	林 藤 江	11番	菅 谷 樹 雄
12番	内 山 勝 己	13番	篠 塚 正 悟
14番	高 木 甚 一	15番	伊 藤 はつ子
16番	高 木 重 樹	17番	伊 藤 寛
18番	栗 林 利 男	19番	大 須 賀 常 政

1. 欠席委員1名、その氏名は下記のとおり

3番 富 澤 克 彦

1. 事務局職員出席者

事務局長 八 本 栄 男 管理班長 飯 田 利 彦
農地班長 越 川 泰 克 副主幹 林 光 夫
主任主事 佐々木 卓 也

開会 午後 2時06分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

欠席委員は、3番 富澤委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、平成28年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、5番 飯森 孝委員、15番 伊藤はつ子委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成28年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、譲受人が親より使用貸借権の設定を受けるものであります。

整理番号2番、譲渡人が農業経営を廃止のため、隣接耕作者である譲受人に贈与するものであります。

整理番号3番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号4番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号5番、農業後継者である譲受人が親より贈与を受けるものであります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号8番、譲受人が農業経営規模拡大を図るため売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号9番、譲受人が自宅に隣接して耕作利便の申請地を売買により、所有権移転を受けるものであります。

整理番号10番、譲受人が隣接農地を取得して耕作利便を図るため、売買により所有権移転するものであります。

整理番号11番、譲渡人が農業経営を廃止したため、親戚である譲受人に農地を一括贈与するものであります。

整理番号12番及び13番は関連案件であります。

お互いに耕作の利便性向上と合理化を図るため、農地を交換するものであります。

整理番号14番、譲渡人が農業経営を廃止するため、従兄弟に贈与するものであります。

以上、14件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 去る、6月13日、月曜日午後1時半より市役所4階庁議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は14件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

整理番号1番から14番まで審査した結果、議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件も満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって許可は妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見ををお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号 1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が借受け地に隣接している親の農地を借り受けて、農業経営の規模拡大を図るものです。現に耕作中の農地と今回借り受ける農地を含めて、6,405㎡となり、下限面積要件も満たしております。申請地は自宅にも隣接しており、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、2番、3番の2件について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の廃止のため、譲受人が自己所有地に接続している農地を贈与により取得し、一体的に利用するためのものです。

譲受人は市外居住者ですが、対象農地は極小ですが、隣接農地と一体的に耕作することにより利便性が図られるものと思います。

以上のことから、所有権移転後も譲受人が良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が高齢により農業経営を縮小し、譲受人が自宅に近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。申請地は作付け良好な優良農地であり、所有権移転後も譲受人が良好な維持管理を行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に4番について、3番 富澤委員ですが、本日欠席により、事務局より意見書の朗読をお願いします。

事務局 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が非農家で、譲受人が自作地に近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。対象農地は従前から譲受人が耕作している農地であり、所有権移転後も良好な維持管理を行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、5番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である息子が一括贈与により所有権移転を受けるものです。親子間で住所表記に違いがありますが、同一敷地内に居住しており、生計も同一であります。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、6番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人の父が、主に〇〇・〇の〇〇を経営する〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇）の敷地に隣接している農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画としては、〇〇〇作物の作付けを計画しております。

所有権移転後も良好な維持管理を行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番、8番の2件について、9番 鶴澤委員。

9番鶴澤委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が県外に居住しております。香取市に戻る予定もないことから、実家を継いでいる弟である譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。

対象農地及び農家要件等も問題なく、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号8番につきまして、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、譲受人が自宅から近く通作利便の農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。対象農地は現在、遊休農地ですが、譲受人は〇〇〇〇〇〇などの〇〇類の作付けを計画しております。

遊休農地からの再生が見込まれ、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番について、11番 菅谷委員。

11番菅谷委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅に接続した利便性の良い農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

対象農地は作付け良好な優良農地であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、10番、11番の2件について、16番 高木委員。

16番高木委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が高齢により耕作できないため、譲受人が隣接地を売買にて譲り受け、耕作の利便を図るものです。

対象農地は遊休農地ですが、所有権移転後は良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、11番について、ご説明申し上げます。

この申請は、非農家である譲受人が相続により取得した農地を、親類である譲受人に一括

贈与するものです。

譲受人は田を約1町5反、畑を約6反歩耕作しており、営農状況は良好です。今回取得する農地についても良好な維持管理が図られると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

今までも譲受人が5反歩ほど借りて作物をしていたものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、12番、13番の2件について、17番 伊藤委員。

17番伊藤委員 整理番号12番及び13番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、相互に自作地に近い農地を交換により取得し、耕作の利便を図るものです。一方の譲受人は、農地取得のための下限面積要件50アールを満たしておりませんが、整理番号12の対象農地は、譲受人の所有している農地を通らなければ農地に入ることができない、位置・形状となっており、従来より譲受人が耕作しております。

隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地について、隣接農地の耕作者が所有権を取得する場合は、下限面積要件の例外に該当となると思われます。

その他の取得要件は全て満たしており、農地交換後も良好な維持管理が行われると思われることから許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、14番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 整理番号14番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営を廃止するため、従弟である譲受人が贈与により所有権移転を受けるものです。譲受人は〇〇〇を営む兼業農家であり、〇〇市在住ですが、実家に近い農地であり通作に支障はありません。申請地は盛土がされており、現在遊休農地となっておりますが、所有権移転後は〇〇の〇〇を栽培する計画となっております。

今後は、譲受人が肥培管理を行い、農地の良好な維持管理が図られると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。平成28年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番及び2番は関連案件であります。

転用を伴う所有権移転で〇〇〇〇〇〇用地とのことです。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第3種農地と判断します。

整理番号3番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

なお、本件は本年4月に許可書が交付済みであります。この後の関連議案であります、議案第4号整理番号1の理由により、許可内容を変更するための再申請であります。

整理番号4番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農振農用地の区域指定を受けた第1種農地でありましたが、平成28年5月18日付けで、農振農用地区域からの指定解除を受けております。

なお、第1種農地転用については、不許可例外事由Iの集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

また、土地改良関係では、地元耕地整理組合の同意を得ております。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で専用住宅用地とのことです。

申請地は都市計画用途地域内の第1種住居地域で、第3種農地であります。

整理番号6番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

なお、土地改良関係で地元土地改良区の同意を得ております。

本件は、始末書添付案件であります。

整理番号7番、転用を伴う所有権移転で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号8番、転用を伴う地上権設定で太陽光発電施設用地とのことです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。

整理番号9番、転用を伴う使用貸借権設定で駐車場用地とのことです。

申請地は、第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iの集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

なお、本件は始末書添付案件でございます。

整理番号10番、転用を伴う使用貸借権設定で専用住宅用地とのことです。

申請地は、農振農用地の区域指定を受けた第1種農地ではありますが、平成28年5月18日付けで、農振農用地区域からの指定解除を受けております。

なお、第1種農地転用については、不許可例外事由Iの集落に接続して設置されるものに該当するものと判断します。

また、土地改良関係で北総東部土地改良区の同意を得ております。

以上、10件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第3班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は10件で、整理番号1番及び2番は関連案件であります。

放流するとのこととです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号5について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇裏、〇〇〇〇〇〇〇との間付近でございます。

譲受人は現在、両親と同居していますが、結婚を機に新居を探していたところ、現住所付近にある申請地が立地条件等最適であったため、当該土地に住宅を建築する計画です。

用水は水道、汚水・雑排水は、公共下水道に接続するとのこととです。

隣接農地はなく、資金計画についても適切であると思われることからこの申請は、農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、6番について、12番 内山委員

12番内山委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

申請地の場所、所在でございますけれども、〇〇〇〇号線を〇〇方面より〇〇〇市街地に向かいますと〇〇地先に入ります。〇〇地先に入りますと、まもなく右側に〇〇〇〇〇〇〇〇の詰所が右側に見えてまいります。そこから〇〇メートルほど〇〇〇〇方面に進みますと左側に〇〇〇〇店がございます。その〇〇店の角を左に〇メートル位進みますとこの申請地がございます。

譲受人は現在、譲渡人と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、隣接地に住宅を建築する計画でございます。なお、昭和57年頃本申請地の一部に居宅を建築しており、始末書の添付がございます。

用水は水道、汚水・雑排水は合併処理浄化槽により処理後、北側水路へ放流するとのこととでございます。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることからこの申請は、農地法第5条第1項の許可申請要件を満たしており、特に問題ない案件だと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、7番、8番の2件について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇前の道路を〇メートル位進行しまして左折してS字道路を〇〇メートル位行き、左折をしまして〇〇メートル位行った右側が現場でございます。

譲受人は〇〇〇〇〇〇業を営む〇〇であります。適した土地を探しておりまして、申請地に所有権移転により、〇〇〇〇〇〇〇を設置する計画であります。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者へ説明のうえ、同意も得ております。また、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、整理番号8について、現地調査等を行った結果をご説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇線、〇〇〇〇方面より〇〇〇〇方面へ進行いたしまして、〇キロ位行きますと右側に〇〇〇〇があるんですが、その反対側の〇〇〇〇〇〇〇〇の脇の道を通って〇メートル位行った右側が現場でございます。

譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇を営む〇〇であります。適した土地を探していたところ、地上権設定を受けることができた申請地に〇〇〇〇〇〇〇〇を設置する計画でございます。

雨水は敷地内浸透で隣接農地所有者の同意も得ております。また、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、9番について、15番 伊藤委員。

15番伊藤委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇線を〇〇町の方に向かい左に〇〇駅を見ながら道なりに行きますと、左側に〇〇〇さんがありまして、そこを左に入りすぐ右に入った所にあります。

譲受人は、近隣で〇〇〇〇を開講しており、受講者の駐車場がないので今までは道路に止めておりまして、この申請地に駐車場を設置するとのこと。なお、土地所有者は農地法を認識せず、利便性を理由として、すぐそばの畑地を駐車場にしてしまい工事が完了しておりますので、始末書の添付がある案件です。

雨水は道路側溝へ放流し、隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を

議案の概要を説明します。

平成 28 年度第 3 次農用地利用集積計画 1 番から 87 番までの申請であります。

議案書の 14 ページから 42 ページです。

所有権移転 2 件、9,450 m²で、すべて田であります。

次に、使用貸借権設定の新規 3 件、20,380 m²、うち田が 19,182 m²、畑が 1,198 m²であります。

次に、賃借権設定の新規 78 件、205,820 m²、うち田が 195,304 m²、畑が 10,516 m²であります。

再設定 4 件、9,913 m²、うち田が 8,136 m²、畑が 1,777 m²であります。

以上、87 件の第 3 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議ほど、よろしく願いいたします。

議 長 議案第 3 号の 87 件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 3 号の 87 件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、審議した議案第 3 号の 87 件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 4 議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり、農地法第 5 条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。平成 28 年 6 月 21 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、本案件は議案第2号の整理番号3番に関連するもので、当初譲受人が単独で権利移転を受けましたが、融資の都合で奥さんと権利持分を2分の1ずつにするため、取消しするものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 買受適格証明願について。下記のとおり買受適格証明願の提出があったので、証明について、審議を求める。

なお、最高価買受申出人等となり売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可する。平成28年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、千葉地方裁判所民事第4部が執行する競売に参加するための買受適格証明願であります。

競売の方法は期間入札で、入札日は平成28年8月24日の午前9時から平成28年8月31日の午後5時までです。

申請者が競売に参加する理由は、農業経営の規模拡大を図るためとのことであります。

なお、売却決定を受け農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

買受適格証明願の案件は1件であります。

案件については、写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果を報告いたします。

整理番号1番については、千葉地方裁判所が行う競売によるものであり、特に問題はないとの意見でありました。

したがいまして、議案第5号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考え、買受適格証明書の交付が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願ひます。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いします。

整理番号1番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請者が農業経営の規模拡大を図ることを目的として、競売に参加するための買受適格証明願であります。

申請人は、〇〇〇在住ですが、通作や耕作などの取得要件を満たしており、証明書の交付が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 買受適格証明願については、証明を交付することと決定いたします。

なお、最高価買受申出人等となり、売却決定を受けた者から農地法第3条の規定による許可申請がなされた場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き許可するものと決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成28年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は4件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成28年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、20件であります。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成28年6月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3件であります。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 2時56分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人